

平成19年10月30日(火)
新川流域総合治水対策協議会事務局
愛知県建設部河川課 計画グループ
大河内・稲吉(内線 2729・2730)
ダイヤルイン 052-954-6555
愛知県建設部下水道課 公共下水道グループ
牧野・早川(内線 2687)
ダイヤルイン 052-954-6533

新川流域水害対策計画及び新川圏域河川整備計画を策定しました

新川流域(約249km²:名古屋市始め16市町)において、特定都市河川浸水被害対策法第4条に基づく「流域水害対策計画」及び河川法第16条の2に基づく「河川整備計画」をそれぞれ策定したので、本日から縦覧を行います。

I 流域水害対策計画・河川整備計画とは？

(1)流域水害対策計画

特定都市河川浸水被害対策法第4条に基づき、都市化の進展が著しい流域における浸水被害対策の総合的な推進を図るため、河川管理者だけでなく、下水道管理者や地方公共団体も共同して策定する計画。新川流域において今後概ね30年間で実施する浸水被害の防止対策の内容を定めています。

(2)河川整備計画

河川法第16条の2に基づき、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する事項や、維持管理等に関する事項について河川管理者が策定する計画。新川流域において今後概ね30年間で実施する河川整備等の内容を定めています。

なお、流域水害対策計画に掲げる治水対策(河川管理者施行分)と、河川整備計画に掲げる河川整備の内治水対策との内容は同一であるため、同時に計画策定を進めました。

II 計画策定の趣旨

流域水害対策計画は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、河川管理者・下水道管理者及び流域内の地方公共団体が共同で策定する浸水被害防止を図るための計画です。今後は、河川法に基づく「河川整備計画」、さらに下水道法に基づく「下水道事業計画」などの関連する計画との相互の連携調整をはかり、水害に強いまち(流域)づくりを目指し、流域の治水安全度の早急かつ確実な向上を図ってまいります。

III 新川流域における計画策定の経緯

①【急激な市街化の進展】

新川流域(流域面積約249km²)では昭和30年代後半からの流域の急激な都市化の進展による洪水流出量の増大等により常に水害の危険に脅かされ、従来どおりの治水施設の整備のみでは早急に治水安全度を向上させることが極めて困難な状況となった。

②【総合的な治水対策の実施】

このため昭和55年に「新川総合治水対策協議会」を設置、昭和57年には、「新川流域整備計画」を策定し、治水施設の整備を早急を実施するとともに、流域が従来から有している保水・遊水機能の維持、増大を図る方策を広く流域関係機関の合意のもとに推進し、洪水時の被害軽減策をも含めた総合的な治水対策を講じることとした。その後、この計画に基づく総合治水対策により、河川改修と併せて多くの雨水浸透貯留施設が設置され、新川流域の治水安全度は向上してきた。

③【東海豪雨の被災】

しかしながら、平成12年9月の東海豪雨による甚大な浸水被害をきっかけとして、「河川激甚災害対策特別緊急事業」が施行され、新川本川の治水安全度は一定の水準に達したものの、流域の開発が進展している新川流域において、現状の河川・下水道・流域の施設では、十分な安全度に達しているとは言えない状況にある。

④【特定都市河川浸水被害対策法の施行】

このような状況の中、都市河川における浸水被害の軽減に対応するため、「特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)(平成15年6月11日公布・平成16年5月15日施行)」が施行され、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が一体となって都市河川流域の浸水被害の対策を講じる新たな制度が確立された。

⑤【特定都市河川流域の指定】

都市化の進展が著しい新川流域では、河川のみの方策だけでは浸水被害を防止することに限界があることから、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定(法第3条)を平成18年1月1日に施行(全国で2番目)し、これまでの総合治水対策をさらに確実に推進していくこととした。

⑥【流域水害対策計画・河川整備計画の策定】

このたび、特定都市河川浸水被害対策法第4条に基づく「流域水害対策計画」を、新川流域内の河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が共同して策定した。同時に、河川法第16条の2に基づく「河川整備計画」を河川管理者が策定した。

IV 縦覧場所

- ・ 愛知県建設部 河川課 (名古屋市中区三の丸3-1-2(愛知県庁6階南))
- ・ 愛知県建設部 下水道課 (名古屋市中区三の丸3-1-2(愛知県庁5階北))
- ・ 愛知県尾張建設事務所 建設第二課(名古屋市中区三の丸二丁目6番1号(三の丸庁舎))
- ・ 愛知県一宮建設事務所 建設第二課 (一宮市今伊勢町本神戸字立切1番地4)
- ・ 愛知県海部建設事務所 建設第二課 (津島市西柳原町1丁目14番地 (海部総合庁舎5、6階))
- ・ 愛知県河川工事事務所 工務課 (名古屋市中区出来町2-8-21)
- ・ 流域16市町(名古屋市、一宮市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、清須市、北名古屋市、豊山町、春日町、大口町、扶桑町、甚目寺町、大治町)の各窓口
- ・ 新川流域総合治水対策協議会ホームページ(<http://www.sougo-chisui.jp/>)
- ・ 愛知県河川整備計画流域委員会ホームページ(<http://www.aichi-river.jp/>)

以上